

第7章 子どものひかり計画

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

子どもの貧困対策については、平成 24 年に国における子どもの貧困率が 16.3%と過去最高を記録したことを受けて、国において平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成 26 年度には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

この大綱においては、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」「全体的子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされ、10 の基本的な方針、25 の指標、そして 6 つの指標の改善に向けた当面の重点施策が掲げられました。

その後、平成 27 年の国の貧困率は 13.9%と前回調査と比較して 2.4 ポイントの改善が見られましたが、依然として子ども 7 人のうち 1 人が平均的な生活水準のほぼ半分以下で暮らしているという状況にあります。

こういった状況を受け、「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年 9 月 7 日に施行されました。主な改正内容としては、目的・基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、市町村による貧困対策計画の策定、具体的施策の趣旨の明確化等などとなっており、これに沿って国では新しい大綱の策定も行われました。

本市におきましては、平成 28 年度に市長を本部長とする「子どもの貧困対策本部」を設置したほか、平成 29 年度には「こども未来計画」の中間見直しにおいて子どもの貧困対策計画を「子どものひかり計画」として新たに策定いたしました。

今般、第 2 期「こども未来計画」の策定に当たり、国の法律改正や大綱策定も踏まえ、「子どものひかり計画」を改正するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 2 項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」に位置づけられます。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、「子ども・子育て会議」の審議を経て市長への答申を行うほか、「子どもの貧困対策本部」などでの庁内の意見の集約を図ります。

(4) 計画の基本的な考え方〈基本理念〉

基本理念は、中間見直しに引き続き「すべての子どもが希望をもって明るく育つまち」とします。

(5) 計画の推進体制

「子ども・子育て会議」や「子どもの貧困対策本部」などでの進行管理を行います。

2 本市の子どもの状況

ここでは、平成30年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」から小学生に関するデータを抜粋する形で、本市の子どもの家庭の経済状況に基づく傾向について分析を加えています。なお、アンケート調査の結果は本市のホームページでご確認いただけます（題名横のページ番号はアンケートのページを示しています）。

アンケート調査をもとに行った分析

本市が分析した、世帯の年間収入（就労収入のほかすべての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」、122万円以上の世帯を「非生活困難世帯」とするのみでなく、相関分析をおこなうことにより、所得による傾向を分析しました。なお、等価可処分所得で相関係数を算出してみても、結果はほぼ大差はありませんでした。

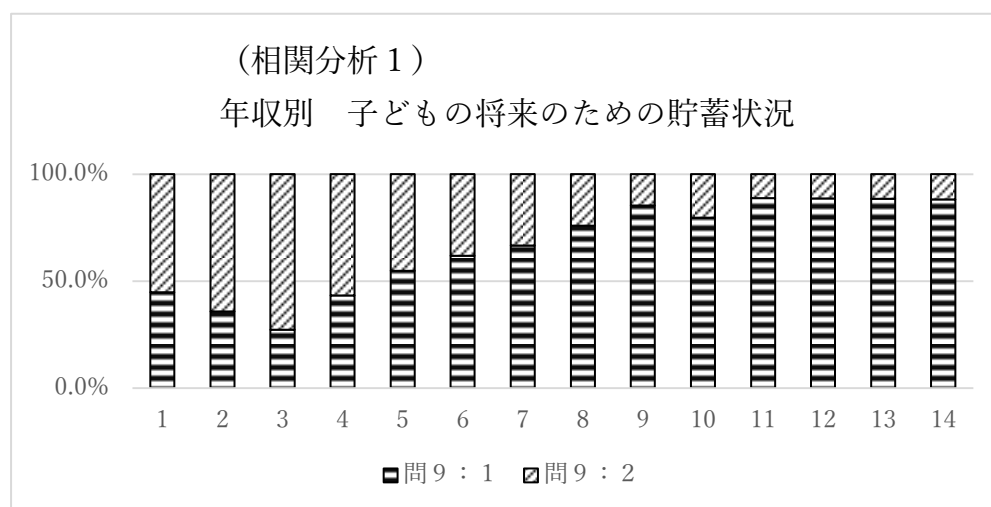
相関分析とは

2種類のデータの関係を相関係数という指標を用いて、分析する手法のこと。一方の値が増加するともう一方の値が増加することを「正の相関」、もう一方の値が減少することを「負の相関」という。一般的に相関係数の値（ r ）が $0.2 \leq r \leq 1$ の場合は正の相関、 $-0.2 \leq r \leq 0.2$ の場合はほとんど相関がない、 $-1 \leq r \leq -0.2$ の場合は負の相関とされています。

以後に記載する相関分析グラフ（相関分析1などと記載）は、アンケート調査を行った就学前・小学生・中学生の中でも基礎的な学習能力と生活習慣に獲得を身に着ける小学生の数値に着目し、分析を行っています。グラフ横軸の1～14は世帯所得を示しています。

1：50万円未満	2：50～100万円未満	3：100～150万円未満
4：150～200万円未満	5：200～250万円未満	6：250～300万円未満
7：300～400万円未満	8：400～500万円未満	9：500～600万円未満
10：600～700万円未満	11：700～800万円未満	12：800～900万円未満
13：900～1,000万円未満	14：1,000万円以上	

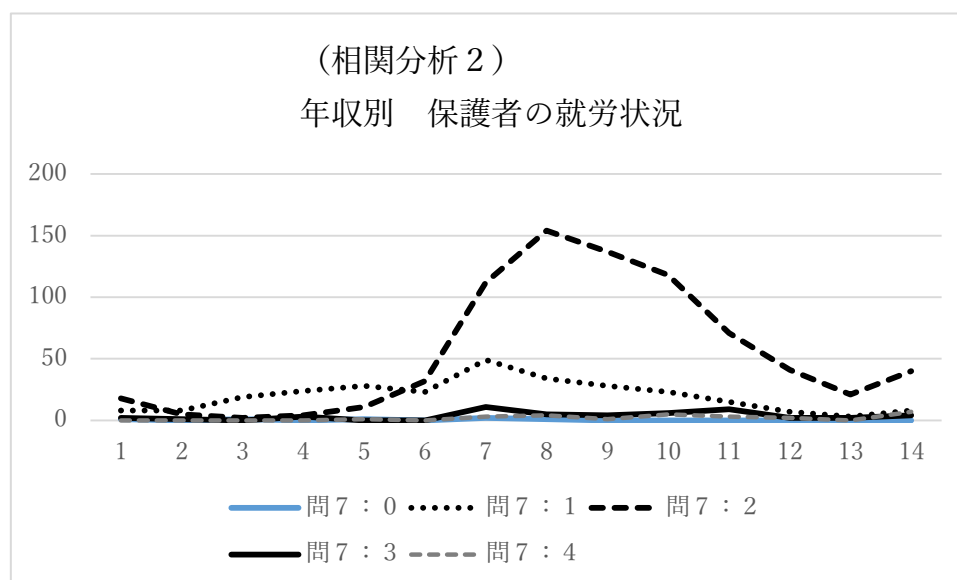
（１）年収別子どもの将来のための貯蓄状況（９９ｐ）



「１：貯蓄している」「２：貯蓄したいが、できていない」「３：貯蓄するつもりはない」のうち、３を回答した人は一名なので、除外しています。

データの結果、年収 200 万円未満の集団と年収 500 万円以上の集団は、それぞれあまり大差なく、200 ～500 万円の間で徐々に貯蓄の状況が上がっている傾向があると考えられます。

（２）年収別保護者の就労状況（１１ｐ）

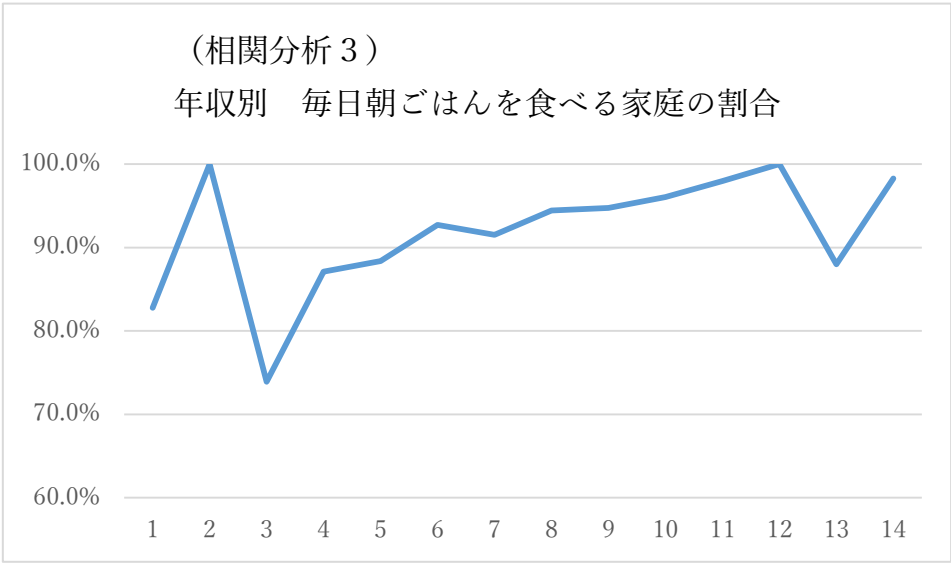


「０：正社員・正規職員」「１：嘱託・契約社員・派遣職員」「２：パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」「３：自営業」「４：その他」

様々な就労形態のうち、特に「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」においては世帯の年収が400～500万円未満が多い傾向が見て取れます。

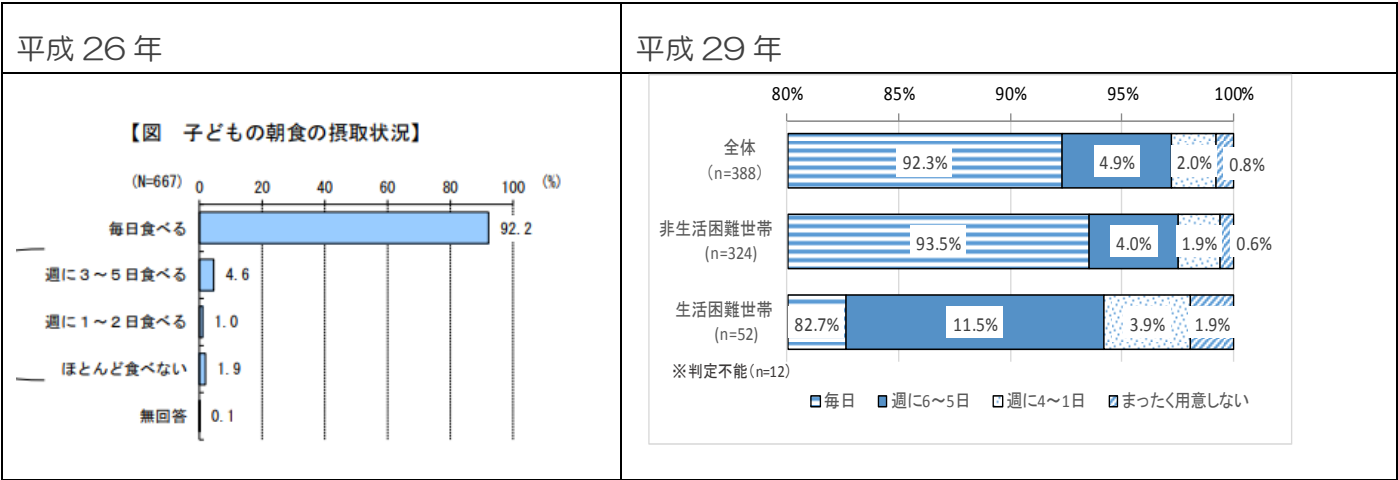
貯蓄に関し、小学生の保護者のグラフを見る限り、働いている人数（正規か非正規かは問わない）と世帯年収とはあまり関係しない模様だが、統計的には、働いている人数が多いほど、世帯年収が高くなる傾向があります（ $r=.267$ ）。一方で、働いている人数が多いほど、一人当たりの年収は低くなる傾向があります（ $r=-.399$ ）。家庭内のそれぞれの年収が低いほど、お互いを補い合うために働き手が増える傾向が強いと考えられます。

(3) 年収別子どもが毎日朝ごはんを食べる割合（100p）



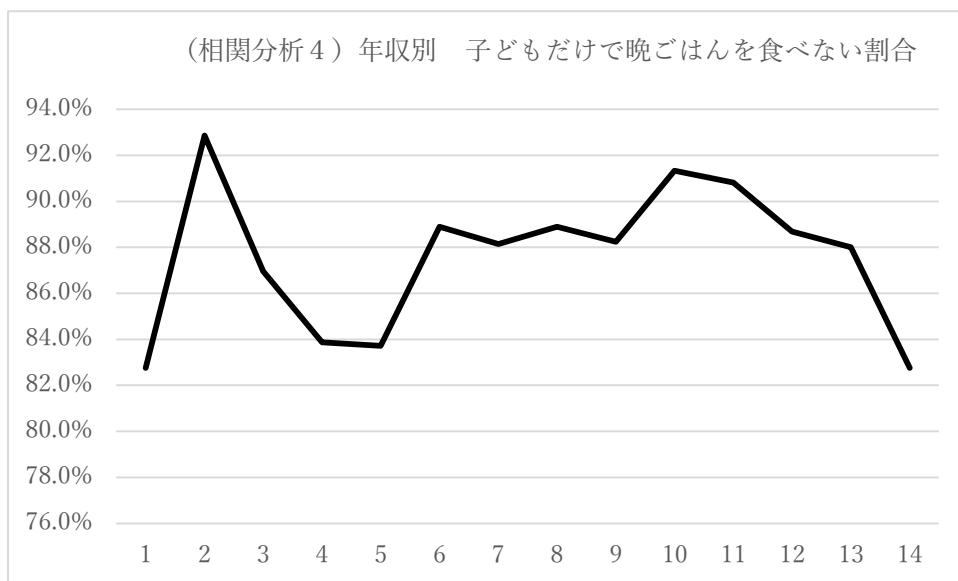
世帯年収が低いほど、朝ごはんを毎日は食べない傾向がわずかにありました（ $r=.110$ ）。

なお、毎日朝ごはんを食べない家庭の理由のほとんどは、「時間がないから」「子どもの食欲がないから」であり、経済的な理由を挙げる家庭はあまり見られない結果となりました。



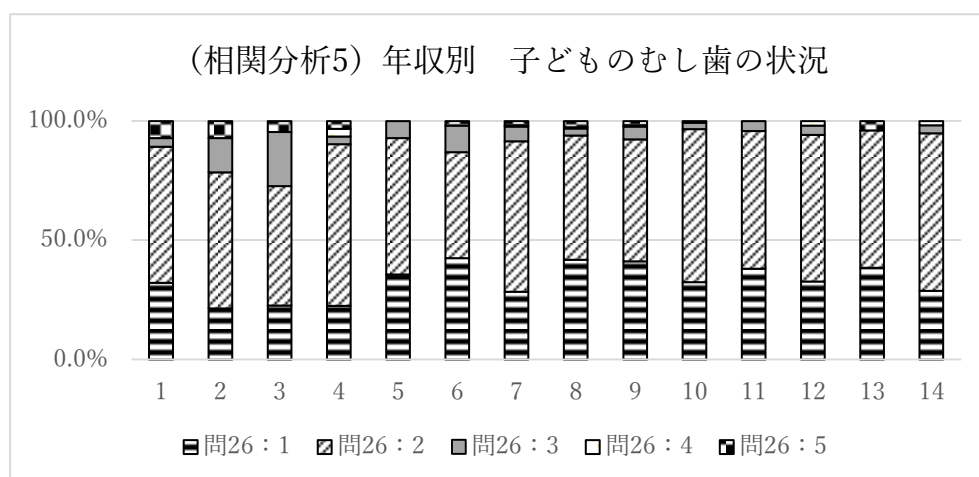
朝食の頻度については、「毎日食べる」が 平成 26 年 92.2%、平成 29 年 92.3%（生活困難世帯では、「6～5 日」と回答した世帯の割合が高く、「毎日食べる」が 82.7%）、平成 30 年調査では生活困難世帯は、就学前、小学生、中高生のいずれも「ほぼ毎日食べる」が 90%未満で、非生活困難世帯の比率を下回っており、生活困難世帯の中高生は「ほぼ毎日食べる」以外の回答率（欠食率）が 20.2%となっています。生活困難世帯の欠食率は引き続き高い傾向にあります。

（４）年収別子どもだけで晩ごはんを食べない割合（１０１ｐ）



子どもだけで晩ごはんを食べるいわゆる「孤食」と世帯の年収には、大きな関係がないことが見て取れます。

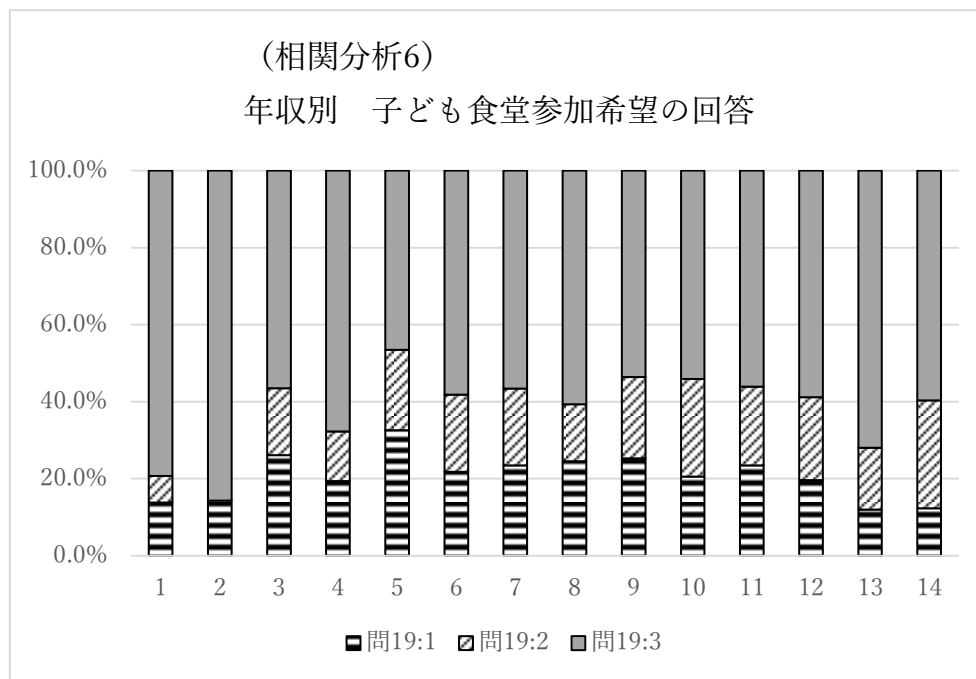
（５）年収別子どものむし歯の状況（１０３ｐ）



「1：まったくない」「2：あるが、すべて治療中または治療済み」「3：治療していないむし歯が 1～3 本ある」「4：治療していないむし歯が 4 本以上ある」「5：わからない」

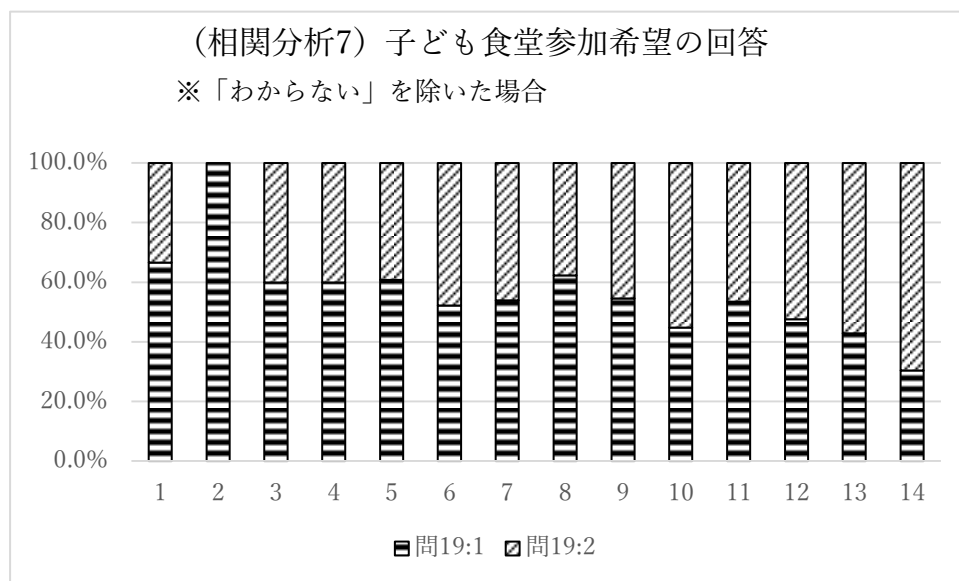
2と3の治療していないむし歯があるに着目すると、所得が低い世帯の子どもほど割合が高い様子がうかがえます。

(6) 年収別子ども食堂の参加希望について (104 p)

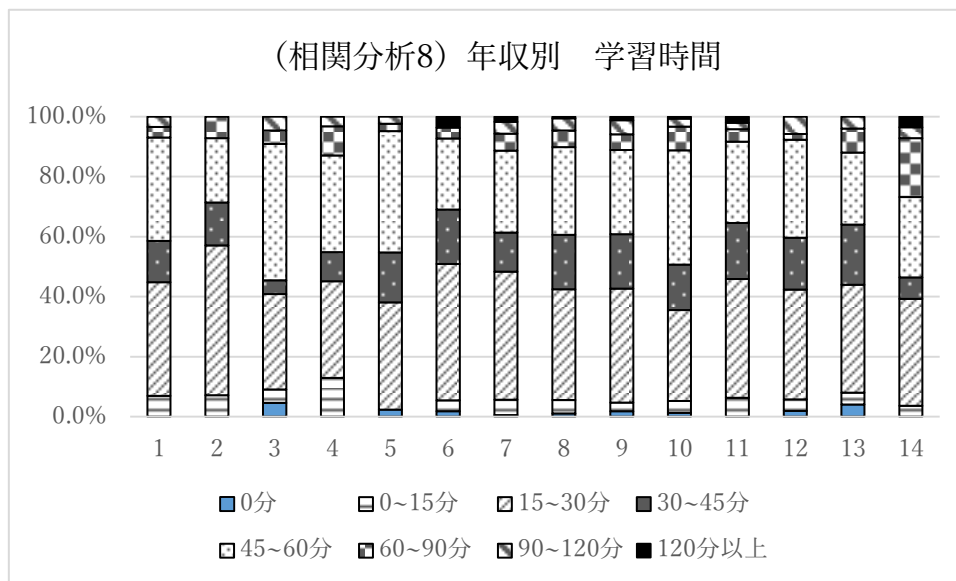


「1：利用したい」「2：利用したくない」「3：わからない」

どの年収帯を見ても、「わからない」の回答が多数を占めているため、まずは子ども食堂を広く知ってもらうところから始めるべきと考えます。なお、「わからない」を除いて集計しなおすと相関分析7のグラフになります。僅かながら、世帯年収が低くなるほど利用したいという回答が多い様子が見られます。

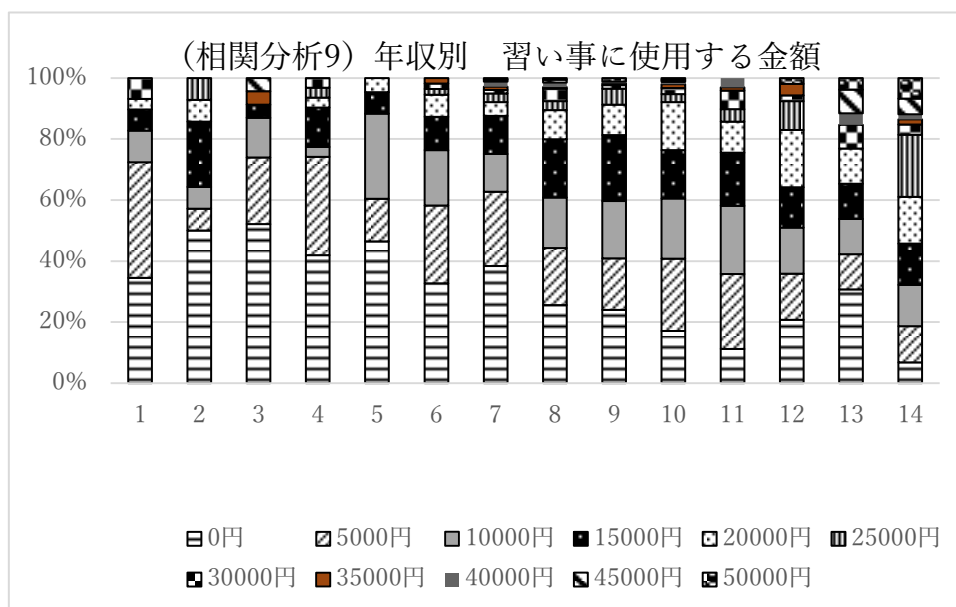


(7) 年収別学習時間 (105 p)



世帯年収と学習時間の相関は.024 (ほぼ関連なし)。グラフを見てもこれという傾向は見られませんでした。しかし、質問項目に学習塾や習い事の時間は含まないと記載していた影響があると考えられます。

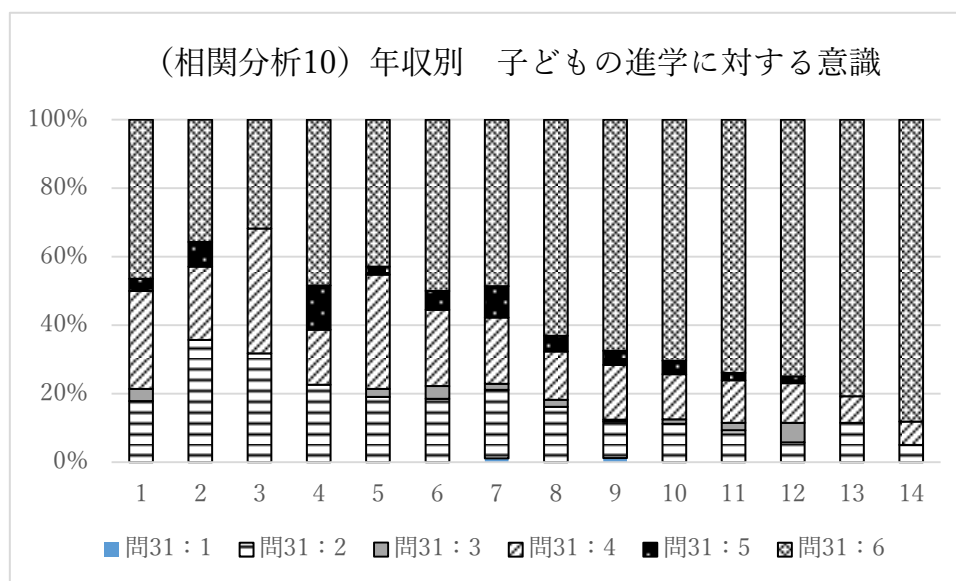
(8) 年収別習い事に使用する金額 (106 p)



習い事の月謝の総計を、5000 円単位で最も近い値に近似し、累計棒グラフで表しました。「50000 円」と書かれているものは、実際は 47500 円以上 (最高 90000 円) です。

習い事の月謝総計と世帯年収の相関は 0.201、習い事をしていない理由として経済的な事情と回答している人は、比較的低収入の家庭が多い結果となりました。(相関 0.214)

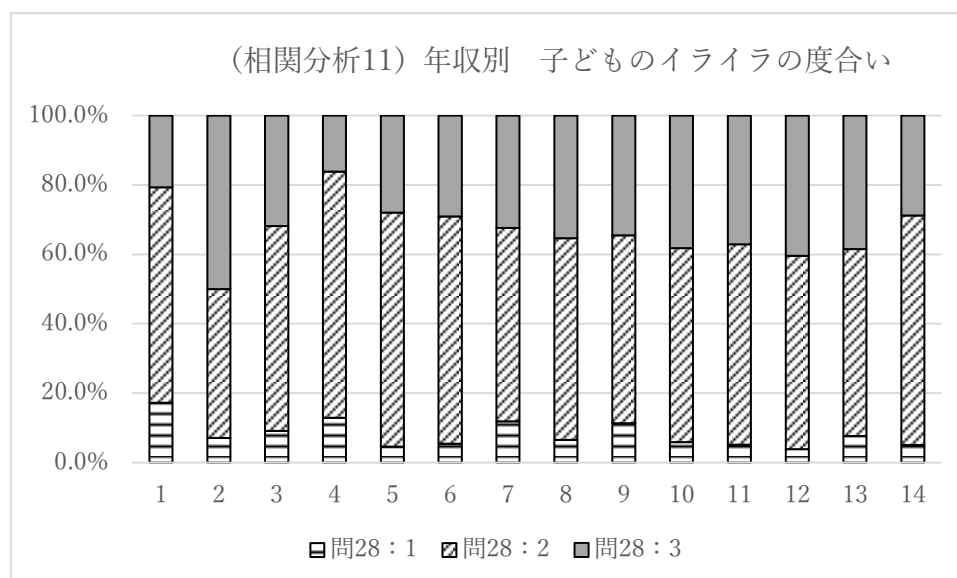
(9) 年収別子どもの進学に対する意識 (107 p)



「1：中学校」「2：高等学校」「3：高等専門学校」「4：専門学校（専修学校、各種学校）」「5：短期大学」
「6：大学または大学院」

世帯年収 250 万円未満（グラフの 5 以下）については、ほとんど意識の差はありませんが、そこから緩やかに大学進学への希望が増加する傾向があるようです。

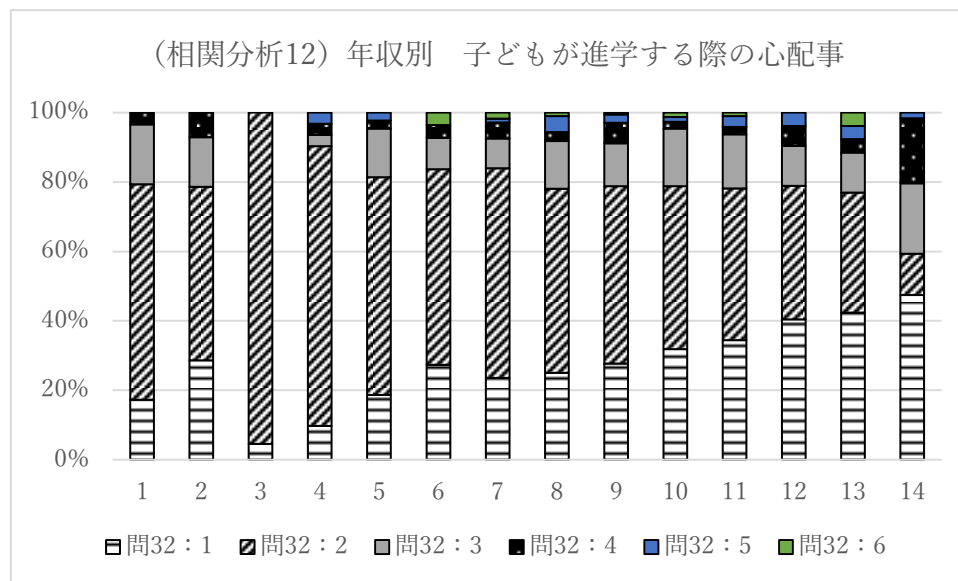
(10) 年収別子どものイライラの度合い (151 p)



「1：よくある」「2：ときどきある」「3：まったくない」

ほぼ傾向無しとも取れるが、所得が高いほど回答3「まったくない」の割合が高くなっています。

(11) 年収別子どもが進学する際の心配事 (108 p)



「1：子どもの教育（学力）」「2：金銭的な負担」「3：進学先の選択」「4：特にない」「5：わからない」「6：その他」

年収 200 万円以下はかなり揺れているが、データ数が少ないことが起因しているものと思われ、おそらく実際のところは、あまり傾向はないと予想されます。

200 万円以降は、徐々に金銭的負担への心配が子どもの学力の心配へ変わっている傾向が伺え、背景には問 31 であったように、子どもに高い学歴を望むことも影響してと考えられます。年収 1000 万円以上のところは大きく変わっていますが、これもデータ数が影響している可能性が高いと考えられます。

(12) その他の事項における分析結果

子どもの放課後の過ごし方 (43 p)

相関係数で見たところ、世帯年収と子どもの放課後の過ごし方は、ほぼ関連がありませんでした。

わずかな傾向として、世帯年収が高い家庭ほど習い事に通わせたい、($r=.139\sim.153$)。また、世帯年収が低いほどファミリーサポートセンターの利用を希望するという傾向もわずかにありました ($r=.079\sim.089$)。

健康管理 (100 p 以下)

朝食摂取、晩御飯、入浴の有無、むし歯の状況については、それぞれ、.110 .080 .100 .098 の相関がありました。子どもの食事や衛生面と世帯年収との関連はわずかなものと考えられます。

栄 養（61p）

子どもの日ごろの食生活への不安について聞いたところ、相関係数が $-0.028 \sim .003$ でいずれの回答をとっても、世帯年収との関連はないという結果となりました。（選択肢は栄養バランス、アレルギー対応、肥満、生活習慣病など）

運 動（62p）

週 n 回を月 $4n$ 回とみなして相関係数を取った所、相関係数 $.058$ であり、世帯年収との関連はほぼないという結果になりました。

就寝・起床（63p）

起床時間→相関 $-.038$ 、就寝時間→相関 $-.025$ と世帯年収との関連はなしという結果となりました。

子育て不安（109p）

子育て不安の項目の中で、世帯収入とある程度の相関を持っていたものは1とで、このうち項目1「子育て全般の経済的な負担が重い」は回答数 559 だが、世帯収入との相関が $.177$ 。収入が少ないほどこのように感じている傾向が少し見受けられます。

項目3「子どもとの接し方など育児の方法がわからない」は回答数 93 と少ないが、世帯収入との相関は $.100$ 。収入が少ないほどこのように感じている傾向がわずかにあります。

相談できる相手（92p）

相談項目のうち、世帯収入とある程度の相関を持っていた項目は1、5、14で、このうち子育てに関して気軽に相談できる先として、世帯年収が高い家庭ほど1「配偶者・パートナー」を挙げる傾向がやや伺えます（ $r=.273$ ）

また、5「職場の人」についてもわずかに傾向あり（ $r=.084$ ）、一方、世帯年収が低い家庭ほど14「相談できるところはどこもない」と回答する割合が少しみられます（ $r=-.143$ ）。

従って、世帯収入が高い家庭の方が、配偶者・パートナー、職場の人など比較的身近な人に相談できる場所があり、世帯収入が低い家庭ほど相談できるところはないと感じていることになります。

考えられる可能性としては、①相談援助スキルと関連するコミュニケーション能力や社会性がそもそも高いため、それが評価されて世帯収入が高くなった ②世帯収入が高い＝それなりに重要なポストにいるため、周囲の人からの関心が高く、相談に乗ってくれやすい ③良い配偶者・パートナーに出会えたことで、QOLが増し、結果的に世帯収入の増加へ結び付いた などがあります。

反対に、子育てを始めとする様々な悩みを相談できるところがどこもないために QOL が悪化し、結果的に世帯収入の減少（もしくは増加しない状態）に結び付いた可能性などが考えられます。いずれにしても、行政による即自的効果の得られる介入は非常に難しいことが予想されます。

子育てに関する相談先の認知度（93 p）

子育てに関する相談先の認知度について、「知っている」「これまでに利用したことがある」の2点に関しては、世帯収入との相関はそれほど高くない結果となりました。

地域社会における子育て・教育環境の様々な場面（96 p）

地域における子育て・教育環境の項目のうち、世帯収入とある程度の相関を持っていた項目は、1「地域に住む人々との交流の場を増やす」と7「学習塾等、子どもの学力を伸ばすための施設の充実を図る」であり、それぞれの相関係数は1が.082、7が-.056という結果となりました。

比較的世帯収入が少ないと、学力を伸ばすことに意識が向くが、高収入の世帯になると、学力を伸ばすために塾などを活用する金銭的余裕があるため、社会的な場への関心が高まるということが伺えます。

仕事と子育ての両立（57 p）

問39の項目のうち、世帯収入とある程度の相関を持っていた項目、3「市役所などからの保育や子育て支援サービス等に関する情報提供」は相関-.100、5「育児休業や短時間勤務などの職場の両立支援制度」は相関.068となっています。

世帯収入が少ない家庭は市役所への援助（情報提供）を求める一方、世帯収入が高い家庭は職場への両立支援制度を求めている傾向が伺えます。

地域社会とのつながり（95 p）

「わからない」と回答しているものは分析から除外しましたが、いくつかの項目で負の相関が出ています（つまり世帯収入が高いほど回答が「とても思う」に寄っている傾向がある）。

項目は、「2. 信頼できる住民が多い」が（相関-.122）、「3. 治安が良い」（-.105）、「5. 子どもの学力を伸ばすための施設が充実している」（-.090）、「9. 図書館や公民館、スポーツ施設等で子供が参加しやすいイベント等が充実している」（-.081）です。

世帯収入と地域社会へのつながりの傾向としては、所得の高い人は、1、親同士の付き合いや近所付き合い。2. 信頼できる住民3. 治安 等の回答が多いのに対し、所得が低い人は4.公園などの外遊びができる場所がある。ことに対する満足度は高いが、他の項目には満足度は低い結果となりました。

3 子どもの貧困対策に係る今後の方向性について

(1) 基本的な考え方

本市の子どもの貧困状況については、全国的な傾向に準ずる状況です。本市における貧困対策としては、すでに教育・福祉・保健医療等の分野で文部科学省・厚生労働省等が進める放課後児童クラブ・生活困窮者自立支援事業・児童館・子ども食堂等、公的・私的機関が様々な事業を展開しています。

しかし、その一方でそれらのセーフティーネットから抜け落ちる子育て家庭が存在していることも推測されます。そこで、今後の子どもの貧困対策としてはそういった家庭をいかにして各種の支援に結びつけていくかが特に重要となってきます。

本市では、今般改正された国の大綱なども踏まえながら、今後の子どもの貧困対策の進め方について体系的に整理していきます。

(2) 分野ごとの方針と施策

【1】 教育の支援

貧困の連鎖を解消するためには、全ての子どもがその置かれた家庭環境に左右されることなく教育を受ける機会が確保され、その可能性を伸ばしていくことができる社会的環境を整備・構築していくことが重要であると考えられます。

学校はスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、放課後児童クラブをはじめとした地域の子育て支援団体との連携を通じて、苦しい家庭環境にある子どもを早期に発見して適切な支援につなげるという重要な役割を担っています。

本市では、教育の支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① 幼児教育・保育の無償化、給食費の無償化の推進
- ② 幼児教育・保育の質の向上を図るための研修や人事交流の実施
- ③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの適正配置の推進
- ④ 少人数学級や放課後補習などの実施による教育指導体制の充実
- ⑤ 特に配慮を要する子ども（児童養護施設等の子ども・外国人児童生徒等）への学習等の支援
- ⑥ 就学援助制度の充実による義務教育における教育負担の軽減
- ⑦ 生活困窮世帯等への学習・生活支援の実施

【2】 生活の安定のための支援

子どもの健やかな生育を図るうえでは、親の妊娠・出産期からの継続的な支援が欠かせないと考えられます。しかしながら、苦しい家庭環境にある子どもは経済的に不利な状況に置かれるだけでなく、行政や地域の目が届きにくくなるということも懸念されます。

本市では、このような事態を防ぐため、生活の安定のための支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの乳幼児期の支援として、乳幼児家庭全戸訪問による状況把握

や特定妊婦等への支援

- ② 保護者の生活支援として、生活困窮者に対する包括的な支援や保育の受け皿確保の推進、様々な子育て支援事業による育児負担の軽減
- ③ 社会的養育が必要な子どもへの里親制度や特別養子縁組制度などの推進
- ④ 公営住宅に関する優先入居等の支援

【3】 保護者に対する就労の支援

保護者の就労を支援していくことは、家庭における安定した経済的基盤の形成を図るために重要なものであると考えられます。また、家庭が安心して子育てできる環境であることは、健やかな子どもの成長を促すうえでも欠かせないものであると考えられます。

本市では、保護者に対する就労の支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① ひとり親家庭を対象としたハローワーク等関係機関と連携した様々な就職支援
- ② 生活困窮世帯に対する様々な就労支援の実施

【4】 経済的支援

対象家庭の経済的な安定を図るためには、経済的支援についても他の支援と組み合わせたうえで実施していくことが望ましいと考えられます。

本市では、経済的な支援として次の取組みを重点的に実施していきます。

- ① 児童手当・児童扶養手当制度の実施
- ② 子育て応援育児用品貸出事業の実施
- ③ ひとり親家庭等子育て支援事業をはじめとするひとり親支援策の実施

(3) 貧困対策の指標

第2期子どものひかり計画では、現在実践されている各事業内容やネットワークを活用し、今後の子どもの貧困対策動向を踏まえ実践する各部署の支援を数値化(%)することにより、年度毎の状況を視覚化し、強化すべき課題を明確にするとともに、指標に係る担当部署を記載します。

なお、指標の設定については次の視点から行うものとします。

- ① 基本的には内閣府の指標をもとにすることにより、全国及び香川県との比較分析を極力行えるものとします。
- ② 指標によっては、国・県とちがい、市レベルでは母数が極端に少ないものもあります。このようなものは、年度による変動幅が非常に大きく指標としては不適当と考えます。
- ③ 毎年、実施されている統計などから導き出せる数値から指標を設定するものとし、特別なアンケート調査など、数値の算定に費用等を要するものは不適当と考えます。
- ④ ①～③を踏まえたうえで、子どもの貧困対策に係る関係課が一致し、共通認識のもと様々な施策を推進していけるものであることが指標として望ましいと考えます。

子どもの貧困対策に係る指標

指 標		直 近 値	関連事業（関係課）	備 考
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	国	(H30) 93.7%	生活困窮者学習支援事業 (福祉課)	
	県	(H30) 92.9%		
	市	(H31) 100%		
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	国	(H30) 50.9%	スクールソーシャルワーカー 配置事業 (学校教育課)	国の新大綱による指標
	県	-		
	市	(R1) 29.4%		
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	国	(H30) 58.4%	スクールソーシャルワーカー 配置事業 (学校教育課)	国の新大綱による指標
	県	-		
	市	(R1) 83.3%		
就学援助制度の事前周知状況	国	(H29) 65.6%	就学援助制度 (教委総務課)	入学時・進級時に書類による周知を行っているもの
	県	(H29) 38.9%		
	市	(H30) 100%		
児童扶養手当の受給児童数の割合	国	(H29) 6.4%	児童扶養手当支給事業 (子育て支援課)	
	県	(H29) 7.5%		
	市	(H30) 9.3%		

4 子どもの貧困対策チームの体系と実践

現在、本市における子どもの貧困対策については、市長を本部長、副市長・教育長・モータースポーツ管理者を副本部長、すべての部長を本部員とする「子どもの貧困対策本部」が設置され、その下に子ども未来部長を委員長とし、関係する16課で構成する「子どもの貧困対策事務調整会議」が本部の所掌事務を補佐するために置かれています。

しかしながら、組織としての規模が大きいことがマイナスに作用し、効果的・効率的な活動がほとんどできていないのが実情です。

そこで今回、新たにシンプルなチーム組織を構築する必要があると考え、関係課の中でも子どもの貧困対策に直接かかわる度合いが特に高い子育て支援課・福祉課・教育委員会総務課・学校教育課の4課と秘書政策課で庁内横断的な「子どもの貧困対策P・T（プロジェクトチーム）」を構成し、このP・Tが主体となって子どもの貧困対策に対応していきます。

子どもの貧困対策本部

子どもの貧困対策事務調整会議

子どもの貧困対策P・T

子育て支援課・福祉課

教委総務課・学校教育課

秘書政策課

5 結び・今後に向けて

本市は、こども未来計画～中間見直し～（平成 30 年 3 月）にて、生活保護世帯に限らず生活困窮世帯を含めた分析を行い、4 つの柱など（教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援）に基づいて支援を体系化し、様々な視点から生活困窮する世帯への支援体制を強化してきました。

国は子どもの貧困支援として、新たな大綱（「今後の子供の貧困対策の在り方について」子供の貧困対策に関する有識者会議：令和元年 8 月）の基本方針の中で「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要がある」と明記しています。また、検討事項として（１）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援（２）地方公共団体による取り組みの充実（３）支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援が述べられています。

本市としては、これまでの支援体制をさらに強化するために、各部署が持つ情報を指標に取り入れ現状を視覚化することにより、地域ニーズを明らかにすると同時に取り組みに対する効果を見る等の評価も必要と考えます。

子どもの貧困対策に関する取組では、施策の実施対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することのないよう充分留意し、行政、地域、NPO、企業等の民間団体がコンソーシアムを組んで進め、地域全体で子どもの未来を応援することが求められます。今後は本計画で新たに構築される対策チームが中心となることで、各部署が行う支援やこれまで個々に直接的に情報交換していたケース（行政・民間事業等）地域の社会資源との連携が図り、すでに活動する地域の社会資源が住民に理解しやすく活用されやすい、中核的な役割を果たす活動が実施できると考えます。また、生活支援、学習支援等を行うNPO等の民間団体には、人材育成や待遇改善、ボランティアや運営等のノウハウの共有等を行い、こども達が安心して継続して参加・利用できる支援体制等の構築を対策チームと連携を図り検討する必要があります。

本計画では、主に指標の設定と子どもの貧困対策チーム組織の設定をしました、また、指標に対しては丸亀市全世帯との比較及び全国・都道府県との比較分析及び地域特性や社会情勢ふまえて分析することが必要です。これらの活動を継続して行うことで、指標の動向を確認し施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて見直しや改善に努める必要があります。

今後は、地域住民全体で子育てを支えあえる認識を深め、切れ目のない地域共生社会の実現をめざしていくことが求められます。